

厚生労働省所管独立行政法人の見直し当初案整理表等

- 国立長寿医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 国立国際医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 国立精神・神経医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 国立成育医療研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21
- 国立がん研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 27
- 国立循環器病研究センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 33

NC 6 法人主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料・P 39

- 国立健康・栄養研究所 P 40
- 医薬基盤研究所 P 55
- 主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 . . . P 75
- 年金積立金管理運用独立行政法人 P 66
- 主務省の政策体系における法人の事務事業の位置付けを示す資料 . . . P 81

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立長寿医療研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革		昭和41年4月 国立愛知療養所と国立療養所大府荘を統合し、国立療養所中部病院の設置 平成16年3月 国立長寿医療センターの設置 平成22年4月 独立行政法人国立長寿医療研究センターの設立					
中期目標期間		第1期：平成22年～平成26年					
役員数及び職員数 (平成26年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		6人(2人)	3人(0人)	3人(2人)	506人		374人
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	3,459	3,613	3,852	3,713	3,194	
	特別会計	0	0	0	0	0	
	計	3,459	3,613	3,852	3,713	3,194	
	うち運営費交付金	3,459	3,613	3,852	3,477	3,058	
	うち施設整備費補助金	0	0	0	236	137	
	うちその他の補助金等	0	0	0	0	0	
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		9,971	10,647	9,851	10,116	9,794	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		△209	83	598	1,176		
発生要因		平成22年度は209百万円の繰越欠損金が発生したものの、費用の節減や収入の確保等の経営管理の結果、平成23年度より医業収支、経常収支ともに黒字に転換したことから、平成25年度の利益剰余金は1,176百万円となっている。					
見直し内容		利益剰余金は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てるための積立金であり、引き続き安定した経営の維持に努める。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		274	501	241	284		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		4,260	4,140	4,283	3,925	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成25年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> 中期計画：5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4カ年累計(平成22～25年度) 104.0% (参考：平成25年度実績 107.4%) 中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成21年度に比べ15%以上節減を図る。 					

	<p>達成状況：平成 25 年度実績 28.8%節減（参考：平成 21 年度 453,466 千円、平成 25 年度 322,895 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.07%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.04%</p>
<p>中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の歯髄再生臨床研究 高齢者の歯髄を再生させる（最終的には、歯を再生させる）臨床研究に、我が国で最初に着手した。 老化に伴う歯の欠損によるQOLの低下に歯止めをかけることが期待される。 ・高齢者の精神症状・異常行動（BPSD）に関する研究 2,000例の高齢者について、その生活機能障害、身体疾患に関する長期間の追跡調査を行い、介護負担軽減策や認知症早期発見のためのガイドラインとしてとりまとめた。 同ガイドラインは、全国の介護施設、病院等において、認知症患者の初期対応の指針として広く使用されている。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：病院・研究所による共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 41.2%増加（参考：平成 21 年度 17 件、平成 25 年度 24 件） ・中期計画：企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 20%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 66.7%増加（参考：平成 21 年度 12 件、平成 25 年度 20 件） ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上の増加を目指す。 達成状況：平成 25 年度実績 130.1%増加（参考：平成 21 年度 103 件、平成 25 年度 237 件）
<p>中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 22,815 千円（参考：平成 22 年度実績 8,140 千円） 平成 25 年度実績 研究収益 707,864 千円（参考：平成 21 年度実績 300,161 千円） 平成 25 年度実績 科研費等 431,238 千円（参考：平成 21 年度実績 337,310 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	10,647	9,851	10,116	9,794	
	国からの財政支出額	3,613	3,852	3,713	3,194	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	432人	463人	506人	524人	-
	非常勤	311人	355人	374人	363人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① 加齢に伴う疾患について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。『「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)においても同様の指摘』</p> <p>② 国立長寿医療研究センターを拠点とした加齢に伴う疾患の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立に資する研究開発成果の最大化を目指す。『「医療分野研究開発推進計画」(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)においても同様の指摘』</p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構(PMDA)や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p> <p>診療事業</p> <p>① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。</p>					

	<p>② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。</p> <p>③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。</p> <p>教育研修事業</p> <p>① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、加齢に伴う疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>情報発信事業</p> <p>① 国内外の加齢に伴う疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p>② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p>
<p align="center">上記措置を講ずる理由</p>	<p>国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成27年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p align="center">行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であると考え。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。		
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の政策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))		

Ⅳ. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	NC 間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。 事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。	法人の業務計画(年度計画等)の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。	
上記措置を講ずる理由	上記 6 法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	独立行政法人の毎年の年度計画(法人の分類によっては、事業計画)に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画(法人の分類によっては、事業計画)の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標(法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標)にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。(「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」(平成 26 年 6 月 25 日情報セキュリティ対策推進会議決定))	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。	日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。	
上記措置を講ずる理由	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。	

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立国際医療研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革		平成 5 年 10 月 国立病院医療センターと国立療養所中野病院とを統合し、国立国際医療センターの設置 平成 22 年 4 月 独立行政法人国立国際医療研究センターの設立					
中期目標期間		第 1 期：平成 22 年～平成 26 年					
役員数及び職員数 (平成 26 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		9 人(2 人)	3 人(0 人)	5 人(2 人)	1,786 人		767 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	9,197	7,775	7,441	7,267	7,010	
	特別会計	0	0	0	0	0	
	計	9,197	7,775	7,441	7,267	7,010	
	うち運営費交付金	8,455	7,514	7,321	6,914	6,317	
	うち施設整備費補助金	742	261	100	333	674	
	うちその他の補助金等	0	0	20	20	19	
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位:百万円)		44,991	40,888	40,839	44,119	44,765	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)		△750	△2,683	△4,349	△3,868		
(単位:百万円)	発生要因	平成 22 年度の新病棟オープンに伴う減価償却費の影響により、医業収益を上回る医業費用が発生したことから、平成 24 年度まで経年的に経常損失を計上していたが、平成 25 年度は当期純利益 481 百万円を計上したことから繰越欠損金は 3,868 百万円となっている。					
	見直し内容	平成 24 年度までは経常損失が続いていたものの、平成 25 年度においては、費用の節減や収入の確保等の経営改善に努め、経常収支、医業収支とともに黒字に転換している。引き続き経営改善の取組を推進する。					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)		615	952	859	726		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)		10,694	10,381	9,202	7,871	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：5 年間で累計した損益計算において、経常収支率が 100%以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4 力年累計(平成 22～25 年度)は 98.4% (参考：平成 25 年度実績 101.7%) ・中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成 21 年度に比べ 15%以上節減を図る。 					

	<p>達成状況：平成 25 年度実績 22.2%節減（参考：平成 21 年度 783,408 千円、平成 25 年度 609,198 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.13%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.07%</p>
<p>中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型高病原性鳥インフルエンザの診断と治療に関する研究 新型インフルエンザ（H1N1 型）及び死亡率の高い高病原性鳥インフルエンザ（H5N1 型）について、これらのヒト間感染が発生した場合に備え、センターが世界初で迅速診断キットを開発した。 また、実際に同型のインフルエンザが流行している地域（ベトナム）において、その診断法の有用性を確認するとともに、その診断・治療について、我が国の医療現場で実戦可能な「重症新型インフルエンザ診断と治療の手引き」を作成・公表した。 ・肝炎の治療効果予測法等の開発 C型慢性肝炎の治療効果に強く関係する因子（一塩基多型）が、ヒトの IL28B 遺伝子及びその近傍に存在することを発見し、インターフェロン治療の効果予測として、センターが世界で初めて報告した。 この成果については、臨床研究においても証明され、インターフェロン治療の予測法として、すでに実際の臨床現場において広く応用されている。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：病院・研究所による共同研究を年 10 件以上実施 達成状況：平成 25 年度実績 16 件 ・中期計画：開発初期の臨床研究の外部研究機関等との共同研究の実施数を年 10 件以上実施 達成状況：平成 25 年度実績 20 件 ・中期計画：治験申請から最初の症例登録までの期間を平均 60 日以内とする。 達成状況：平成 25 年度実績 平均 97.6 日（参考：平成 22 年度 110 日） ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上の増加を目指す。 達成状況：平成 25 年度実績 54.7%増加（参考：平成 21 年度 214 件、平成 25 年度 331 件）
<p>中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 86 件、779,997 千円（参考：平成 22 年度実績 57 件、40,262 千円） 平成 25 年度実績 受託研究 48 件、339,663 千円（参考：平成 21 年度実績 100 件、586,230 千円） 平成 25 年度実績 科研費等 183 件、1,283,341 千円（参考：平成 21 年度実績 134 件、1,109,304 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業、国際協力事業、国立看護大学校事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	40,888	40,839	44,119	44,965	
	国からの財政支出額	7,775	7,441	7,267	7,010	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	1,622人	1,714人	1,786人	1,900人	-
	非常勤	660人	724人	767人	769人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① 感染症その他の疾患について、<u>症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化</u>に関して、より一層強化する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>② <u>国立国際医療研究センターを拠点とした感染症その他の疾患の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立に資する研究開発成果の最大化</u>を目指す。また、海外の研究機関、医療機関等との連携をより推進する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構（PMDA）や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p>					

診療事業

- ① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。
- ② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。
- ③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。

教育研修事業

- ① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、感染症その他の疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。
- ② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

情報発信事業

- ① 国内外の感染症その他の疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。
- ② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

国際協力事業

- ① 緊急援助等の支援活動を行うとともに、開発途上国における保健システムの向上を推進するため、専門家の派遣や研修生の受け入れを行う。
- ② 国際機関や国際協力機構（JICA）等の依頼に応じ調査研究・評価事業を実施し、また、国際医療協力を実施している機関とのネットワークを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施する。

国立看護大学校事業

- ① 国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）に必要な人材を養成するため看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、研究課程部に後期課程（博士課程相当）を設置する。
- ② NC等に勤務する看護師等を対象に、専門性の高い研修を実施する。

<p style="text-align: center;">上記措置を講ずる理由</p>	<p>NCは、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成 27 年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務、国際協力業務、国立看護大学校業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し	医療の国際展開	
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であると考え。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。	医療の国際展開の観点から、保健医療分野における国際貢献・国際協力を行うグローバル医療戦略を推進し、センター全体による取り組みを実施する。『「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)も同様の指摘』	
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)	

IV. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>NC間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。</p> <p>事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。</p>	<p>法人の業務計画（年度計画等）の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。</p>	
上記措置を講ずる理由	<p>上記6法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。（「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定））</p>	<p>独立行政法人の毎年の年度計画（法人の分類によっては、事業計画）に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画（法人の分類によっては、事業計画）の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標（法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標）にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。（「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」（平成26年6月25日情報セキュリティ対策推進会議決定））</p>	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。	日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。	
上記措置を講ずる理由	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定))	現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。	

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立精神・神経医療研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革		昭和 61 年 10 月 国立武蔵療養所、国立武蔵療養所・神経センター、国立精神衛生研究所を統合し、国立精神・神経センターの設置 平成 22 年 4 月 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設立					
中期目標期間		第 1 期：平成 22 年～平成 26 年					
役員数及び職員数 (平成 26 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		7 人(2 人)	3 人(0 人)	4 人(2 人)	721 人		582 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	6,227	4,524	5,278	5,014	4,507	
	特別会計	0	0	0	0	0	
	計	6,227	4,524	5,278	5,014	4,507	
	うち運営費交付金	4,595	4,513	4,761	4,534	4,292	
	うち施設整備費補助金	1,618	0	450	402	137	
	うちその他の補助金等	13	11	66	78	79	
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		22,035	14,510	14,016	13,942	13,938	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		△62	△1,071	△1,389	△1,618		
発生要因		平成 22 年度の新病棟オープンに伴う減価償却費の影響により、医業収益を上回る医業費用が発生したことから、平成 25 年度まで経年的に経常損失を計上しており、平成 25 年度の繰越欠損金は 1,618 百万円となっている。					
見直し内容		平成 25 年度まで経常損失が続いているものの、費用の節減や収入の確保等の経営管理に努め、医業収支は年々改善傾向にあり、平成 24 年度より医業収支は黒字に転換している。引き続き経営改善の取組を推進する。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		227	216	0	40		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		6,180	7,131	6,810	6,635	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> 中期計画：5 年間で累計した損益計算において、経常収支率が 100% 以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4 力年累計(平成 22～25 年度)は 97.6% (参考：平成 25 年度実績 98.4%) 中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成 21 年度に比べ 15% 以上節減を図る。 					

	<p>達成状況：平成 25 年度実績 25.6%節減（参考：平成 21 年度 630,800 千円、平成 25 年度 469,355 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.05%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.01%</p>
<p>中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋ジストロフィー治療薬に関する研究 筋ジストロフィーは、遺伝子の異常により起こる遺伝性筋疾患であり、複数の型（デュシェンヌ型、ベッカー型等）が存在する。現在、進行の経過を遅らせるステロイド剤以外に治療法は存在しないが、そのうち、デュシェンヌ型筋ジストロフィー（男児に発症する頻度が高く、国内では推計でおおよそ 4,000 人）について、企業との共同研究において治療薬となり得る核酸医薬品の合成に成功した。また、患者登録システム、臨床試験ネットワークを構築したことから、これらの体制を活用し、新規治療薬の開発に向けた世界初の医師主導の臨床試験を開始した。 ・規制薬物に関する評価データの取得に関する研究 薬物乱用、依存に係る基礎・臨床データ等を継続的に収集し、その評価を行っている。 最近では、危険ドラッグの包括指定（薬事法令改正）のための薬物評価データを、厚生労働省に提出した。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：病院・研究所による共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 164.0%増加（参考：平成 21 年度 25 件、平成 25 年度 66 件） ・中期計画：他の研究機関との共同研究の実施数を、年 10 件以上とする。 達成状況：平成 25 年度実績 60 件 ・中期計画：治験申請から最初の症例登録までの期間を平均 100 日以内とする。 達成状況：平成 25 年度実績 平均 70.6 日（参考：平成 21 年度 115.4 日） ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上の増加を目指す。 達成状況：平成 25 年度実績 53.6%増加（参考：平成 21 年度 138 件、平成 25 年度 212 件）
<p>中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 21 件、22,546 千円（参考：平成 22 年度実績 10 件、5,188 千円） 平成 25 年度実績 受託研究 53 件、74,322 千円（参考：平成 22 年度実績 51 件、48,689 千円） 平成 25 年度実績 治験 56 件、220,671 千円（参考：平成 22 年度実績 49 件、252,586 千円） 平成 25 年度実績 共同研究 23 件、66,679 千円（参考：平成 22 年度実績 9 件、11,410 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	14,510	14016	13942	13938	
	国からの財政支出額	4,524	5,278	5,014	4,507	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	674人	708人	721人	749人	-
	非常勤	460人	525人	582人	614人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① 精神・神経疾患等について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>② 国立精神・神経医療研究センターを拠点とした精神・神経疾患等の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立に資する研究開発成果の最大化を目指す。また、精神・神経疾患や精神保健に係る疫学研究を実施する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構（PMDA）や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p> <p>診療事業</p> <p>① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用</p>					

	<p>し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。</p> <p>② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。</p> <p>③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める</p> <p>教育研修事業</p> <p>① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、精神・神経疾患等に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>情報発信事業</p> <p>① 国内外の精神・神経疾患等に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p>② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成27年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であるとする。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。		
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の政策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))		

Ⅳ. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	NC 間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。 事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。	法人の業務計画(年度計画等)の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。	
上記措置を講ずる理由	上記 6 法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。 (「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	独立行政法人の毎年の年度計画(法人の分類によっては、事業計画)に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画(法人の分類によっては、事業計画)の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標(法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標)にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。(「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」(平成 26 年 6 月 25 日情報セキュリティ対策推進会議決定))	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。	日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。	
上記措置を講ずる理由	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。	

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立成育医療研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革		平成 14 年 3 月 国立大蔵病院と国立小児病院を統合し、国立成育医療センターの設置 平成 22 年 4 月 独立行政法人国立成育医療研究センターの設立					
中期目標期間		第 1 期：平成 22 年～平成 26 年					
役員数及び職員数 (平成 26 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		6 人(2 人)	1 人(0 人)	5 人(2 人)	995 人		569 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	5,008	5,066	5,132	4,122	3,715	
	特別会計		0	0	0	0	
	計	5,008	5,066	5,132	4,122	3,715	
	うち運営費交付金	5,008	4,666	4,405	3,996	3,587	
	うち施設整備費補助金	0	400	451	0	0	
	うちその他の補助金等	0	0	277	126	127	
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		18,870	21,503	21,940	23,013	25,014	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		1,178	1,699	2,495	1,956		
		発生要因	継続した費用の節減や収入の確保等の経営管理の結果、平成 24 年度の利益剰余金は 2,495 百万円となっている。平成 25 年度においては、病院情報システム更新のための一時的な患者数の制限により、予定していた医業収益が確保できなかったこと等から、当期経常損失を計上し、利益剰余金が 1,956 百万円に減額している。				
		見直し内容	利益剰余金は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てるための積立金であり、引き続き安定した経営の維持に努める。				
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		191	275	170	19		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		5,629	5,563	4,371	6,342	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> 中期計画：5 年間で累計した損益計算において、経常収支率が 100% 以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4 力年累計(平成 22～25 年度)は 102.3% (参考：平成 25 年度実績 97.8%) 中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成 21 年度に比べ 15% 以上節減を図る。 					

	<p>達成状況：平成 25 年度実績 20.8%節減（参考：平成 21 年度 643,473 千円、平成 25 年度 509,507 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.05%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.04%</p>
<p>中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児肝移植に関する研究 小児肝移植は、非常にリスクが高いため、世界でも実施例は少ないところ、センターにおいて基礎研究、小児肝移植に関する臨床研究が行われ、その結果センター内において、平成 24 年度は小児肝移植 46 例（世界最多）が実施された。さらに、肝移植を必要としているより多くの患児に対する肝細胞移植等の新規治療法の開発をすすめ、本邦初にて、小児幹細胞移植の臨床研究を実施した。 ・成育医療における出生母子ゲノムコホート研究 アレルギー疾患、発達障害、肥満等の内分泌疾患について、その遺伝的要因と環境要因に着目し、多数の妊婦と出生児を対象とし、その遺伝子及び環境因子について、10 年間に渡る長期間の追跡調査を実施している。 この成果をもとに、対象疾患の病態解明のみならず、臨床研究が実施されている。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：病院・研究所による新規共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 30%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 27.3%（参考：平成 21 年度 22 件、平成 25 年度 28 件） ・中期計画：企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 10%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 56.3%（参考：平成 21 年度 16 件、平成 25 年度 25 件） ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上の増加を目指す。 達成状況：平成 25 年度実績 161.8%増加（参考：平成 21 年度 76 件、平成 25 年度 199 件）
<p>中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 30 件、85,676 千円（参考：平成 24 年度実績 34 件、39,754 千円） 平成 25 年度実績 科研費等 294 件、1,554,505 千円（参考：平成 24 年度実績 287 件、1,130,275 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター		府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	21,503	21,940	23,013	25,014	
	国からの財政支出額	5,066	5,132	4,122	3,715	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	878人	937人	995人	1,050人	-
	非常勤	452人	507人	569人	571人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① 成育に係る疾患について、<u>症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化</u>に関して、より一層強化する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>② <u>国立成育医療研究センターを拠点とした成育に係る疾患の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立に資する研究開発成果の最大化を目指す</u>。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構（PMDA）や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p> <p>診療事業</p> <p>① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用</p>					

	<p>し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。</p> <p>② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。</p> <p>③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。</p> <p>教育研修事業</p> <p>① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、成育に係る疾患に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>情報発信事業</p> <p>① 国内外の成育に係る疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p>② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成27年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であるとする。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。		
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の政策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))		

Ⅳ. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	NC 間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。 事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。	法人の業務計画(年度計画等)の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。	
上記措置を講ずる理由	上記 6 法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。 (「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	独立行政法人の毎年の年度計画(法人の分類によっては、事業計画)に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画(法人の分類によっては、事業計画)の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標(法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標)にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。(「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」(平成 26 年 6 月 25 日情報セキュリティ対策推進会議決定))	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。	日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。	
上記措置を講ずる理由	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。	

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立がん研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革		昭和 37 年 1 月 国立がんセンターの設置 平成 22 年 4 月 独立行政法人国立がん研究センターの設立					
中期目標期間		第 1 期：平成 22 年～平成 26 年					
役員数及び職員数 (平成 26 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		8 人(2 人)	3 人(0 人)	5 人(2 人)	1,721 人		1,034 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要約)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	9,522	9,343	8,295	7,496	7,371	
	特別会計	0	0	0	0	0	0
	計	9,522	9,343	8,295	7,496	7,371	
	うち運営費交付金	8,803	8,755	8,204	7,425	6,687	
	うち施設整備費等補助金	520	510	0	29	52	
	うちその他の補助金等	199	78	91	41	632	
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		47,539	53,915	51,987	52,838	58,195	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		2,583	3,507	3,707	1,955		
発生要因		継続した費用の節減や収入の確保等の経営管理の結果、平成 24 年度の利益剰余金は 3,707 百万円となっている。平成 25 年度においては、電子カルテ更新や診療棟竣工による移転費用等が発生したことから、当期経常損失を計上し、利益剰余金が 1,955 百万円に減額している。					
見直し内容		利益剰余金は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てるための積立金であり、引き続き安定した経営の維持に努める。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		553	138	116	125		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		8,869	11,102	9,609	12,283	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> 中期計画：5 年間で累計した損益計算において、経常収支率が 100% 以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4 力年累計(平成 22～25 年度) 101.9% (参考：平成 25 年度実績 98.0%) 中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成 21 年度に比べ 15% 以上節減を図る。 					

	<p>達成状況：平成 25 年度実績 11.9%節減（参考：平成 21 年度 857,219 千円、平成 25 年度 755,143 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.12%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.05%</p>
<p>中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肺がん標本を用いた治療標的遺伝子の解析・同定 センターのバイオバンクが採取した肺がん組織から、新しい肺がん治療標的遺伝子（「RET 融合遺伝子」という。）を発見した。現在、当該遺伝子を有する肺がんに対する新規治療薬の実用化に向けた医師主導治験を世界に先駆けて実施中。 ・多目的コホート研究 生活習慣、生活環境及び遺伝因子が、がんなどの生活習慣病にどのような影響を与えているのかを解明するため、特定の地域住民を長期間（20 年以上）追跡し、科学的に精査した。その成果の一例として、喫煙していない女性と、その夫の喫煙・非喫煙との比較を対象に追跡を行った結果、夫が喫煙者の女性は、夫が非喫煙者の女性に比べて、肺がんリスクが 1.34 倍となることを数値により示し、受動喫煙が肺がん罹患と強い関連があることを具体的に明らかにした。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：共同研究数、治験実施件数及び国際共同治験実施数について、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ各々 5%以上増加させる。 <p>達成状況：共同研究 平成 25 年度実績 40.0%増加（参考：平成 21 年度 135 件、平成 25 年度 189 件） 治験 平成 25 年度実績 71.1%増加（参考：平成 21 年度 256 件、平成 25 年度 438 件） 国際共同治験 平成 25 年度実績 88.8%増加（参考：平成 21 年度 98 件、平成 25 年度 185 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：治験申請から最初の症例登録までの期間を平均 130 日以内とする。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 平均 124.5 日（参考：平成 22 年度 139.7 日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上の増加を目指す。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 68.5%増加（参考：平成 21 年度 835 件、平成 25 年度 1,407 件）</p>
<p>中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 51,105 千円（参考：平成 22 年度実績 144,804 千円） 平成 25 年度実績 共同研究 285,066 千円（参考：平成 22 年度実績 67,000 千円） 平成 25 年度実績 科研費等 3,610,769 千円（参考：平成 22 年度実績 5,391,250 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立がん研究センター			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	53,915	51,987	52,838	58,195	
	国からの財政支出額	9,343	8,295	7,496	7,371	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	1,617人	1,685人	1,721人	1,800人	-
	非常勤	897人	978人	1,034人	1,009人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① <u>がんその他の悪性新生物について、症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化に関して、より一層強化する。『医療分野研究開発推進計画』(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)においても同様の指摘』</u></p> <p>② <u>国立がん研究センターを拠点としたがんその他の悪性新生物の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立及びがん対策の進捗評価に資する研究開発成果の最大化を目指す。『医療分野研究開発推進計画』(平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定)においても同様の指摘』</u></p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構(PMDA)や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p> <p>⑥ がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)に基づき、「全国がん登録データベース」の運用と院内がん登録情報等の収集を通じて、国のがん対策の企画立案又は実施に必要な調査研究を行う。</p>					

	<p>診療事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。 ② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。 ③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める。 <p>教育研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、がんその他の悪性新生物に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。 ② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。 <p>情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内外のがんその他の悪性新生物に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。 ② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。
<p style="text-align: center;">上記措置を講ずる理由</p>	<p>国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成27年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立がん研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であるとする。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。		
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の政策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))		

Ⅳ. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立がん研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	NC 間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。 事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。	法人の業務計画(年度計画等)の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。	
上記措置を講ずる理由	上記 6 法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	独立行政法人の毎年の年度計画(法人の分類によっては、事業計画)に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画(法人の分類によっては、事業計画)の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標(法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標)にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。(「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」(平成 26 年 6 月 25 日情報セキュリティ対策推進会議決定))	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立がん研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。	日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。	
上記措置を講ずる理由	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定))	現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。	

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立循環器病研究センター			府省名	厚生労働省	
沿革		昭和 52 年 7 月 国立循環器病センターの設置 平成 22 年 4 月 独立行政法人国立循環器病研究センターの設立					
中期目標期間		第 1 期：平成 22 年～平成 26 年					
役員数及び職員数 (平成 26 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		6 人(2 人)	2 人(0 人)	4 人(2 人)	1,138 人		504 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	5,911	5,435	5,091	4,605	4,316	
	特別会計	0	0	0	0	0	
	計	5,911	5,435	5,091	4,605	4,316	
	うち運営費交付金	5,902	5,428	5,091	4,605	4,316	
	うち施設整備費補助金	0	0	0	0	0	
	うちその他の補助金等	10	8	0	0	0	
	うち政府出資金	0	0	0	0	0	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		23,804	27,836	24,835	25,513	31,430	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		1,567	906	246	27		
発生要因		平成 22 年度においては、費用の節減や収入の確保等の経営管理の結果、567 百万円の利益剰余金を計上した。その後、積極的に設備投資を行っていった結果、平成 25 年度の利益剰余金は 27 百万円に減額している。					
見直し内容		利益剰余金は、将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てるための積立金であり、引き続き安定した経営の維持に努める。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		279	276	434	329		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		5,899	7,521	6,816	6,638	(見込み)	(見込み)
コスト削減の見込み額		業務の効率化を図り、経費の削減を行う。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> 中期計画：5 年間で累計した損益計算において、経常収支率が 100% 以上となるよう経営改善に取り組む。 達成状況：4 力年累計(平成 22～25 年度) 99.9% (参考：平成 25 年度実績 99.2%) 中期目標：中期目標の期間の最終年度において、一般管理費について、平成 21 年度に比べ 15% 以上節減を図る。 達成状況：平成 25 年度実績 12.8% 節減 (参考：平成 21 年度 770,411 千円、平成 25 年度 671,784 千円) 					

	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：医業未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成 21 年度に比して（0.07%）医業未収金比率の縮減に取り組む。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 0.03%</p>
<p>中期目標の達成状況 （国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項）（平成 25 年度実績）</p>	<p>○中期目標期間における主な研究成果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心血管外科領域における先進医療、人工心臓等の医療機器開発に関する研究 我が国において、小児に対して使用できる承認された補助人工心臓は存在しないが、我が国初で小型の体内植え込み型補助人工心臓を開発し、その実用化に向けた臨床試験をセンターが中心になって実施している。 ・心臓移植医療等の循環器疾患に関するガイドライン、治療指針の作成 全国の医療の均てん化に係るガイドライン、治療指針の作成・改定にかかる研究を継続的に実施している。 最近では、脳卒中患者に対する治療指針の改訂（脳梗塞の患者に対する血栓溶解療法（rt-PA 静注療法）の治療開始可能時間の延長）を主導した。 <p>○上記を始めとした取組により、数値目標に対する平成 25 年度実績は以下のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画：病院・研究所による共同研究を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 50%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 66.7%増加（参考：平成 21 年度 51 件、平成 25 年度 85 件） ・中期計画：企業及び他の研究機関との共同研究の実施数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 30%以上増加させる。 達成状況：平成 25 年度実績 154.4%増加（参考：平成 21 年度 57 件、平成 25 年度 145 件） ・中期計画：治験依頼から契約締結までの期間を平均 50 日以内とする。 達成状況：平成 25 年度実績 平均 35.0 日（参考：平成 21 年度 57.3 日） ・中期目標：臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を、中期目標の期間中に、平成 21 年度に比べ 5%以上の増加を目指す。 達成状況：平成 25 年度実績 44.8%増加（参考：平成 21 年度 259 件、平成 25 年度 375 件）
<p>中期目標の達成状況 （財務内容の改善に関する事項） （平成 25 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標：運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。 <p>達成状況：平成 25 年度実績 寄附受入 115 件、121,540 千円（参考：平成 22 年度実績 27 件、24,907 千円） 平成 25 年度実績 共同研究 145 件、99,626 千円（参考：平成 22 年度実績 53 件、63,617 千円）</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	研究事業、臨床研究事業、診療事業、教育研修事業、情報発信事業					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	27,836	24,835	25,513	31,430	
	国からの財政支出額	5,435	5,091	4,605	4,316	
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	1,073人	1,094人	1,138人	1,193人	-
	非常勤	440人	470人	504人	499人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>研究事業／臨床研究事業</p> <p>① 循環器病について、<u>症例集積性の向上、臨床研究及び治験手続の効率化、研究者・専門家の育成・確保、臨床研究及び治験の情報公開、治験に要するコスト・スピード・質の適正化</u>に関して、より一層強化する。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>② <u>国立循環器病研究センターを拠点とした循環器病の施設間ネットワークや患者登録システムの構築をより推進し、他施設に対するサポート体制の確立に資する研究開発成果の最大化を目指す</u>。『医療分野研究開発推進計画』（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）においても同様の指摘』</p> <p>③ 難治性・希少性疾患の原因解明や創薬に資する治験・臨床研究を推進するために、詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するバイオバンク体制のより一層の充実を図る。</p> <p>④ First in human 試験をはじめとする治験・臨床研究体制を整備し、診療部門や企業等との連携を図り、これまで以上に、より多くの治験・臨床研究を実施する。</p> <p>⑤ 医薬品や医療機器の実用化に向けた出口戦略機能の強化や、新たな視点や発想に基づく研究等の推進のため、医薬品医療機器総合機構（PMDA）や諸外国を含めた他の施設との人事交流を、これまで以上に推進する。</p> <p>診療事業</p> <p>① 国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供の充実を図る。</p> <p>② 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行う。</p>					

	<p>③ 医療安全管理の体制をより強化し、全職員を対象とした医療安全や感染対策のための研修会を開催するなど、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理に努める</p> <p>教育研修事業</p> <p>① 国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、循環器病に対する医療及び研究を推進するにあたり、リーダーとして活躍できる人材の育成を継続して実施する。</p> <p>② モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。</p> <p>情報発信事業</p> <p>① 国内外の循環器病に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づく診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図る。</p> <p>② 当該疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。</p>
<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>国立高度専門医療研究センター（以下「NC」という。）は、中期計画を通じた国との密接な連携の下で、我が国の政策課題となっている疾患について、高度専門的な医療の開発及び標準医療の確立に取り組んできた。平成27年度以降は、国立研究開発法人への移行を踏まえ、引き続き国の諸施策と連動した研究開発業務の実施とともに、その成果の最大化を目指すための体制確保を行う必要がある。</p> <p>NCは、特定の疾患群の治療を対象とした病院と治療技術の実用化に軸足を置いた研究所を併設することにより、各NCが対象とする疾患について、引き続き当該疾患に対する治療法の確立などの研究を迅速に進める体制を確保する必要がある。</p> <p>以上の対応により、NCは、研究の特性（長期性、不確実性、予見不可能性、専門性）や多様性を踏まえつつ、中長期目標の実現や中長期計画の実施について責任を果たす必要がある。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>研究業務、臨床研究業務、診療業務、教育研修業務、情報発信業務を実施するにあたり、各部門が連携を図り、研究開発法人に相応しい業務運営を目指すとともに、業務の見直しや閣議決定等の政府方針を踏まえ、法人の業務運営において特に効率化を進める必要があるものについて、適切に対応する。</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	平成 26 年度が第 1 期中期計画の最終年度であることから、まずは、その 5 年間について、丁寧な検証が必要であるとする。その上で、研究開発力の一層の向上を図る観点から、NC 全体としての組織の在り方について検討を行う。		
上記措置を講ずる理由	分野横断的な疾患や未知の疾患などその時々の方策課題により柔軟に対応し、研究開発力の一層の向上を図る観点から、将来的には上記 6 法人の統合など国立高度専門医療研究センター全体としての組織の在り方について検討を行う。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))		

Ⅳ. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	NC 間における医療安全相互チェックや事務用消耗品の共同購入を進める。 事務部門に加え、看護師等の人事交流についても更に進める。	法人の業務計画(年度計画等)の一つとして、情報セキュリティ対策を位置づけるなど、情報セキュリティ対策を推進する。	
上記措置を講ずる理由	上記 6 法人間において、共同して実施した方が効果的・効率的な業務の共同化や人事交流を更に推進する。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))	独立行政法人の毎年の年度計画(法人の分類によっては、事業計画)に、政府統一基準群を含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、独立行政法人において情報セキュリティ・ポリシーを定めるとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。また年度計画(法人の分類によっては、事業計画)の基として、通則法に基づいて主務大臣から所管の独立行政法人に指示される中期目標(法人の分類によっては、中長期目標又は年度目標)にも、同様に情報セキュリティ対策を講ずる旨、盛り込むこととする。(「独立行政法人における情報セキュリティ対策の推進について」(平成 26 年 6 月 25 日情報セキュリティ対策推進会議決定))	

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	自己収入の増大	
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みの改善を踏まえ、一般競争入札を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、随意契約によることができる事由を規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に努める。	日本医療研究開発機構等からの競争的資金や企業治験等の外部資金の獲得を更に進める。	
上記措置を講ずる理由	研究開発等に係る物品及び役務の調達に関する契約等に係る仕組みを改善し、各法人は、主務大臣や契約管理委員会によるチェックの下、一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務を考慮し、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を可能とする。(「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定))	現中期目標期間においても、競争的資金の獲得や企業治験の受託を進めているが、研究開発成果の最大化を目指し、更なる強化が必要である。	

政策体系(基本目標、施策大目標、施策目標)

基本目標 I

安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人国立健康・栄養研究所			府省名	厚生労働省	
沿革		大正 9. 9. 17 内務省栄養研究所創立→昭和 22. 5. 1 国立栄養研究所→平成元. 10. 1 国立健康・栄養研究所→平成 13. 4. 1 独立行政法人化（公務員型）→平成 18. 4. 1 非公務員化→平成 27. 4. 1 医薬基盤研究所と統合予定					
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年 4 月～平成 18 年 3 月		第 2 期：平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月		第 3 期：平成 23 年 4 月～平成 27 年 3 月（予定）	
役員数及び職員数 (平成26年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4 人（ 2 人）	2 人（ 0 人）	2 人（ 2 人）	41 人		50 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	739	691	667	659	671	
	特別会計	—	—	—	—	—	
	計	739	691	667	659	671	
	うち運営費交付金	739	691	667	659	641	
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	30	
	うち政府出資金	—	—	—	—	—	
支出予算額の推移 (単位：百万円)		838	791	760	739	753	
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		252	4	17	105		
発生要因		主に運営費交付金の収益化基準について、人件費（退職手当を除く。）において、期間進行基準を採用しており、任期付研究員制度を活用するなど予算の節約を図ったことによるものである。					
見直し内容		上記の利益剰余金は、すべて国庫に返納することとしている。 人員の欠員が生じた際には、速やかに人員の補充を図る。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		—	24	16	40		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		796	824	719	624	(見込み) 605	(見込み)
コスト削減の見込み額							

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費については、事務補助員の削減や不要な複写機の廃止を行うなどにより経費節減に努め、平成 22 年度実績と比べ 11.6%減となり中期目標を達成した。 ・ 人件費については、人事異動の際に積極的に若い職員を配置するなどの改善を図り、平成 22 年度実績と比べ 19.1%減となり中期目標を達成した。 ・ 業務経費については、研究機器のリース期間満了後、新規リースを行わず、再リース契約で対応したことや消耗品、備品の共同利用などの経費節減に努め、平成 22 年度実績と比べ 24.5%減となり中期目標を達成した。
<p>中期目標の達成状況 (国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項) (平成 25 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省や地方自治体等における健康作り施策に不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的とした「国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究」や「法定業務」は中期目標期間中はいずれも「A」以上（一部はS）であり、国民の健康・福祉の増進にとってなくてはならないものと評価されている。 ・ 学術論文の掲載 400 報以上、口頭発表 1000 回以上を目標としているが、目標期間である 5 年間のうち、3 年目を終えて、学術論文の掲載は 316 報、口頭発表は 598 回と目標達成に向けて概ね順調に進んでいる。
<p>中期目標の達成状況 (財務内容の改善に関する事項) (平成 25 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金以外の競争的資金については、中期目標期間の最終年度までに、研究資金の 50%以上の獲得を達成することを目標としているが、平成 25 年度実績においては 54.39%を獲得し、目標を達成している。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表①

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究 ②日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究 ③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 ④科学技術基本計画に沿った、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究 ⑤研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究及び専門家（管理栄養士等）への情報提供</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	609	559	593	570	/
	国からの財政支出額	545	495	530	505	/
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	32.1人	31.2人	29.7人	33.6人	/
	非常勤	43.9人	38.4人	39.1人	35.2人	/
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 生活習慣病対策や健康食品の安全確保は国の重要施策の一つであり、健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定）等を踏まえ、一部研究計画等を見直した上で、引き続きこれらの研究を継続的に実施する。</p> <p>② 医薬基盤研究所との統合により、医薬基盤研究所の「医薬品に関する専門性」と国立健康・栄養研究所の「栄養・食品に関する専門性」を融合し、統合によるシナジー効果を最大限発揮するため、以下のような研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品と食品の相互作用に関する研究 ・ 生活習慣病の新しい予防法に関する研究 ・ 健康に関する機能性表示食品の品質評価 <p>③ 将来を見据えた、国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するため、課題克服、エビデンス創出等を目指した若手研究者等による関連研究領域の基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p>					

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>① 厚生労働省、内閣府等の担当部局と密接な連携を図りながら、国の生活習慣病対策、「健康食品」の安全性確保等の健康づくり施策の企画立案や推進に結びつくものに重点を置いて調査研究を推進してきている。また、民間団体、大学、他府省等における調査研究と重複しないよう、必要に応じて役割分担による共同研究を実施している。</p> <p><u>こうした経緯を踏まえ、長寿社会が進展する中で、生活習慣病対策や健康食品の安全確保は国の重要施策の一つであり、一部研究計画等を見直した上で、引き続きこれらの研究を継続的に実施する。</u></p> <p>② 医薬基盤研究所との統合により、それぞれの持つ高度な専門性を生かしながら、国民の健康の保持増進に寄与することが求められている。</p> <p>③ 健康・医療立国、科学技術立国を目指す我が国にとって、将来を担う研究者の育成は急務であり、大学等では養成が困難な課題克服、エビデンス創出型の研究を担う人材養成を図る必要がある。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの調査研究の進展により、若手研究者の育成や将来のシーズとなる研究成果が期待されるとともに、当該成果を活用した受託研究等も見込まれることから、収入増も期待される。 ・業務の効率化、機器の効率的な運用等により、改善に努める。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表②

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省、内閣府		
事務及び事業名	健康増進法に基づく業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>①国民健康・栄養調査の集計業務 厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等の施策を実施する基礎データを得るため、例年、全国 300 地区、約 3,500 世帯（拡大調査は全国 475 地区、24,555 世帯を対象）に調査を実施し、そのデータの集計・解析を実施している。</p> <p>②特別用途食品の許可又は承認に必要な試験及び収去食品の試験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別用途食品（乳児用、幼児用、妊婦用、病者用などの特別な用途に適する旨の表示を許可された食品）として申請のあったものについて、内閣総理大臣は当研究所に、許可に必要な試験を行わせることになっている。 ・国が収去した特別用途食品並びに栄養表示がされた食品について、表示の内容が適切か否かを確認するため、当研究所において当該表示に係る有効成分の定量試験を実施することになっている。 					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度 (要求)
	支出予算額	111	97	95	99	/
	国からの財政支出額	100	86	83	88	/
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	5.6 人	5.5 人	5.2 人	5.9 人	/
	非常勤	7.7 人	6.7 人	6.9 人	6.2 人	/
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 国民健康・栄養調査の集計業務については、見直し後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>② 特別用途表示の許可試験及び収去試験については、今後も引き続きこれらの業務を確実に実施するため体制の確保・強化を行う。また、これらの試験のうち、分析技術の確立した試験については、登録試験機関における検査の精度管理に引き続き務める必要がある。</p> <p>③ 栄養表示に係る収去試験については、食品表示法において、民間試験機関が実施することが可能な枠組みとなったことから、当研究所としては、消費者庁の食品表示法にかかる収去試験の検討状況を踏まえつつ、業務の重点化を進める。</p>					

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>①国民健康・栄養調査の集計業務については、厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等施策を実施する基礎データを得るために不可欠なものとして位置づけられており、見直し後も引き続き実施する必要がある。</p> <p>②特別用途表示の許可試験については、登録試験機関においても実施されているところであるが、検査精度の維持・管理や検査方法の標準化、ヒアリングの実施等の課題も多数あり、登録試験機関を活用しつつ、当研究所が引き続き、主体的に実施していく必要がある。特別用途食品の収去試験については、健康増進法に基づき、引き続き当研究所が自ら実施する必要がある。</p> <p>③栄養表示に係る収去試験については、食品表示法に基づき民間試験機関が実施することが可能な枠組みとなったが、行政処分等の権限の行使が伴うという業務の性格から、国の関係機関である当研究所が分析法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組む必要がある。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>・業務の効率化、機器の効率的な運用等により、改善に努める。</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表③

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所				府省名	厚生労働省
事務及び事業名	国際協力・産学連携等対外的な業務					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>① 国際栄養協力体制を充実強化し、特にアジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たす。</p> <p>② 産学連携推進機能の強化等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指す。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	48	49	48	50	/
	国からの財政支出額	42	43	42	44	/
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	2.8人	2.8人	2.6人	3.0人	/
	非常勤	3.9人	3.4人	3.5人	3.1人	/
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① <u>WHO 協力センターとして、アジア地域を中心に国際協力活動を推進していく。</u></p> <p>② 今後も引き続き産学連携による大学や企業等との共同研究や受託研究等を推進していく。</p> <p>③ 食育推進基本計画に基づき全国的に食育を推進するため、関係機関・団体等との連携や役割分担の下に、当研究所の役割を踏まえて、食育推進に資する研究・普及啓発活動を引き続き実施する。</p>					
上記措置を講ずる理由	<p>① WHO では、運動・栄養対策の強化による非感染性疾患(NCD)の克服を最重要課題の一つとしており、アジア地域をはじめとする諸外国から、運動・栄養分野における <u>WHO 協力センターとしての国立健康・栄養研究所への期待が高いため。</u></p> <p>② 研究成果の社会還元や知的財産の獲得及び実用化の観点から、今後も引き続き産学連携による共同研究や受託研究等を推進していく。</p> <p>③ 食育推進基本計画に基づき、関係機関・団体等と連携して、科学的な背景に基づく食育を全国的に推進することが必要であるため。</p>					

<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<ul style="list-style-type: none">・国際協力を通じてアジア地域をはじめ諸外国の健康水準が向上すれば、社会的利益は大きい。・共同研究や受託研究が盛んになれば研究所の収入増が期待されるとともに、知的財産等が実用化されれば、研究成果の社会還元や実用化による研究所の収入増が期待される。
---	---

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表④

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所			府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	栄養情報担当者（NR）制度について					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	栄養情報担当者（以下「NR」という。）が社会的役割を果たすことができるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図るとともに、実際の業務内容のモニタリング等を行い、制度や研究所の関与のあり方について検討すること。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	24	16	4	4	/
	国からの財政支出額	4	4	4	4	/
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	/
	非常勤	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	/
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>・栄養情報担当者(NR)制度については、新規資格取得試験を平成24年6月の認定試験をもって終了し、栄養情報担当者(NR)制度を一般社団法人日本臨床栄養協会に移管することとした。移管先である同協会においては、「NR・サプリメントアドバイザー」制度を創設し、平成25年12月に最初の認定試験を実施したところ。また、既存の資格取得者に対しては、3年間の更新期間（平成27年7月に完了）までに日本臨床栄養協会へ順次移管する予定。</p> <p>なお、業務移管時に要員の見直しを行う予定。</p>					
上記措置を講ずる理由	政独委から示された「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月26日政委第30号）において、本事業は当研究所の業務としては早期に廃止するものとされたため。					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	制度の廃止に伴うコスト減が期待される。					

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し	組織体制の整備	支部・事業所等の見直し	その他
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	医薬基盤研究所と統合する (平成27年4月1日予定)。	医薬基盤研究所との統合に 当たり、事務部門を合理化 する。		
上記措置を講ずる理由	平成26年5月に成立した 「独立行政法人医薬基盤研 究所法の一部を改正する法 律」により、医薬基盤研 究所と統合することとされて いる。	業務運営の効率化を図るた め。		

IV. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	その他	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	医薬基盤研究所との統合に 当たり、健康・栄養に関する 研究の特性を踏まえつつ、 運営体制を合理化する。	テレビ会議やメール会議等 を更に活用するとともに、 IT環境を整備する。		
上記措置を講ずる理由	業務運営の効率化を図るため。	医薬基盤研究所との統合に 当たり、健康・栄養に関する 研究機能は東京都に残るため、 本部（大阪府）との十分な 意思疎通・情報共有を図る 必要がある。		

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	保有資産の見直し	自己収入の増大	官民競争入札等の導入
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)		該当なし	競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを積極的に行う。	
上記措置を講ずる理由			措置を講ずることで、重点的分野に研究費を振り分けることができ、研究の促進に資するためである。	

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	その他			
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)				
上記措置を講ずる理由				

VI 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 26 年8月現在)

厚生労働省所管			
整理番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
1	国立健康・栄養研究所 (22)	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別用途食品の表示許可試験及び収去試験に係る役割分担の見直し 	① <ul style="list-style-type: none"> ・これまで当研究所のみであった栄養表示にかかる収去試験は、平成 25 年 6 月に公布された食品表示法の規定により、内閣総理大臣が収去した食品の試験について、食品衛生法に規定する登録検査機関に委託することができることとなった。 ・食品表示法において、民間試験機関が収去試験を実施することが可能な枠組みとなったことから、当研究所としては、消費者庁の食品表示法にかかる収去試験の検討状況を踏まえつつ、業務の重点化を進めることとしている。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 特別用途食品の表示許可試験手数料の見直し 	① <ul style="list-style-type: none"> ・特別用途食品の許可試験にかかる手数料については、健康増進法施行令において一律 17 万 2 千円と定められていたが、同施行令が一部改正され、80 万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が定めることとされ、改定された政令は、平成 25 年 10 月 1 日から施行された。 ・平成 25 年 10 月 1 日より、改定された政令に準じて許可試験を遂行している。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 栄養情報担当者(NR)認定制度の廃止 	② <ul style="list-style-type: none"> ・栄養情報担当者(NR)制度については、新規資格取得試験を平成 24 年 6 月の認定試験をもって終了し、栄養情報担当者(NR)制度の移管先である一般社団法人日本臨床栄養協会において、「NR・サプリメントアドバイザー」制度を創設し、平成 25 年 12 月に認定試験を実施した。既存の資格取得者に対しては、3 年間の更新までに日本臨床栄養協会(平成 27 年 7 月に完了)

				へ順次移管する。 なお、業務移管時に要員の見直しを行う予定。

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人医薬基盤研究所			府省名	厚生労働省	
沿革		厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所の一部 厚生労働省国立感染症研究所の一部 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の一部			平成17年4月 独立行政法人医薬基盤研究所	平成27年4月(予定) →国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	
中期目標期間		第1期：平成17年度～平成21年度 第2期：平成22年度～平成26年度					
役員数及び職員数 (平成26年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4人(2人)	2人(0人)	2人(2人)	94人		197人
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	9,917	8,887	8,959	8,379	7,543	3,472
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	9,917	8,887	8,959	8,379	7,543	3,472
	うち運営費交付金	9,742	8,887	7,335	6,897	7,543	3,472
	うち施設整備費等補助金	175	889	1,483	1,483	—	—
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
うち政府出資金		—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位：百万円)		11,063	9,429	9,305	8,685	7,970	3,472
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位：百万円)		△31,668	△31,503	△30,963	△30,793		
発生要因		・承継事業の繰越欠損金は、平成17年度に旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から引き継いだもの。 ・実用化研究支援事業の繰越欠損金は、助成する際に会計処理上損失計上したもの。					
見直し内容		繰越欠損金の最大限の解消を目指すため、適正な評価体制の構築、既採択案件の適切なフォローを行う実行計画を策定した。実用化研究支援事業においては、平成25年度中に承認取得が1件、承認申請が1件され、また、承継事業においては、平成23年度にiPS細胞作成キットが上市されたことから、今後継続的な売上納付が期待される。引き続き、速やかに実用化されるよう適切なフォローを行うとともに、繰越欠損金の最大限の解消を目指してまいりたい。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		376	484	1,790	878		
行政サービス実施コストの推移 (単位：百万円)		11,218	8,919	7,959	7,857	(見込み) 7,970	(見込み)
コスト削減の見込み額							

<p>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)</p>	<p>人件費については、平成 17 年度実績と比較して、13.5%の減となっている。 一般管理費については、平成 22 年度予算と比較して、10.07%の減となっている。 事業費については、平成 22 年度予算と比較して、6.16%の減となっている。</p>
<p>中期目標の達成状況 (国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項) (平成 25 年度実績)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究所の一般公開を毎年 1 回以上開催することとされているところ、大阪本所、薬用植物資源研究センターにてそれぞれ 1 回開催した。 ・生物資源利用講習会を年 1 回以上実施することとされているところ、7 回実施した。 ・基盤的研究及び生物資源研究の研究成果につき年間 100 報以上の査読付き論文を掲載することとされているところ、106 報掲載した。 ・特許の出願を本中期目標期間中に 30 件以上行うことを目標とすることとされているところ、18 件行った(本中期目標期間中の累計は 53 件)。 ・生物資源研究(霊長類)において、高品質研究用カニクイザル年 100 頭を安定的に供給する体制を確立することとされているところ、155 頭の供給を行った。 ・研究開発振興(基礎研究推進事業)において、実用化が見込まれる研究プロジェクトの割合を 4 割以上確保することを目指すこととされているところ、5 割(10 課題中 5 課題)であった。 ・研究開発振興(基礎研究推進事業)において、1 研究プロジェクト当たりの査読付き論文数を中期計画当初年度より増加することを目指すこととされているところ、採択課題 1 件当たり 6.09 件(189 件)となり、中期計画当初年度より約 50%増加した。 ・研究開発振興(希少疾病用医薬品等開発振興事業)において、説明会を年 1 回開催することとされているところ、3 回開催した。 ・研究開発振興(実用化研究支援事業及び承継事業)において、中期目標期間中に研究成果による収益が見込まれる案件を 5 件確保することとされているところ、7 件確保した。
<p>中期目標の達成状況 (財務内容の改善に関する事項) (平成 25 年度実績)</p>	<p>当期利益金が発生しており、財務内容の改善が図られている。</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	基盤的技術研究及び生物資源研究					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	<p>(基盤的技術研究) 新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図ることを目標に、医薬品等の開発に資する共通の技術の研究開発を行うとともに、アカデミア等に対する創薬技術支援を行うもの。</p> <p>(生物資源研究) 医薬品等の開発や難病等の研究に必要な生物資源（難病・疾患資源、培養細胞、実験用小動物、薬用植物、霊長類）の研究開発、収集、保存、維持、品質管理、提供を行うもの。</p>					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	805	553	524	634	529
	国からの財政支出額	537	494	474	580	529
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、25年度は4月1日現在)	常勤	54人	53人	53人	53人	-
	非常勤	139人	142人	149人	169人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>○ 健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定）等を踏まえ、世界最高水準の医療の提供に寄与する革新的な医薬品等の開発に資するよう、事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本医療研究開発機構、理化学研究所及び産業技術総合研究所と連携して創薬支援ネットワークの中核を担い、革新的な医薬品の創出を目指すため、創薬支援スクリーニングセンターを中心として、抗体・人工核酸等のスクリーニング、疾患モデル動物等の提供等の創薬技術支援を行う。 ・ 引き続き、①創薬を目指した実践的な研究、②ワクチン、難病・希少疾病等を対象とした基盤的技術研究、③スクリーニング技術や新規の生物資源の開発など創薬支援技術の開発に取り組む。 ・ 創薬支援ネットワークにおいて中核を担うとともに、自ら行う創薬技術研究や創薬技術支援について、企業、アカデミア、医療機関等と連携を図る。 <p>○ 国立健康・栄養研究所との統合により、医薬基盤研究所の「医薬品に関する専門性」と国立健康・栄養研究所の「栄養・食品に関する専門性」を融合し、統合によるシナジー効果を最大限発揮するため、以下のような研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品と食品の相互作用に関する研究 ・ 生活習慣病の新しい予防法に関する研究 ・ 健康に関する機能性表示食品の品質評価 					

<p style="text-align: center;">上記措置を講ずる理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定）、医療分野研究開発推進計画（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）等においては、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその円滑な実用化により世界最高水準の医療の提供に寄与することとされており、医薬基盤研究所としても、世界最高水準の医療の提供に寄与する革新的な医薬品等の開発に資するよう、事業を実施する必要がある。 ・ 特に、オールジャパンで新薬創出に向けた研究開発支援を行う「創薬支援ネットワーク」において、医薬基盤研究所は、その本部機能と抗体・人工核酸のスクリーニング、疾患モデル動物の提供等を始めとする優れた創薬技術支援機能を持つが故に、ネットワークの中核を担っているが、来年度から当該本部機能が日本医療研究開発機構に移管された後も、引き続き、連携してネットワークの中核を担い、新薬創出に貢献するため、創薬技術支援機能を充実・強化する必要がある。 ・ 国立健康・栄養研究所との統合に当たり、統合によるシナジー効果を最大限発揮するような研究を行うことにより、国民の健康の保持増進や安全性の確保に資する新たな成果を生み出す必要がある。
<p style="text-align: center;">行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）</p>	<p>なし</p>

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所				府省名	厚生労働省
事務及び事業名	研究開発振興					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	厚生労働大臣により指定された希少疾病用医薬品等の研究開発を促進するための助成金交付、指導・助言等（希少疾病用医薬品等開発振興事業）を行うとともに、画期的医薬品等の実用化段階の研究を行うベンチャー企業を支援する実用化研究支援事業（平成23年度廃止）の既採択案件のフォロー、成果の創出等や医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（旧医薬品機構）で実施した出融資事業に係る資金の回収等（承継事業）を行うもの。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	5,575	4,980	4,200	4,189	962
	国からの財政支出額	5,432	4,811	4,017	3,940	962
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	10人	11人	11人	10人	-
	非常勤	16人	18人	17人	17人	-
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、患者数が極めて限られる希少疾病用医薬品等（いわゆるウルトラオーファンドラッグ等）に対する支援の強化、相談業務の充実等を図る。 ○ 実用化研究支援事業の既採択案件のフォロー、成果の創出等や承継事業についても、引き続き適切に取り組む。 					
上記措置を講ずる理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）において、「健康・医療戦略（平成25年6月14日関係大臣申合せ）において、『希少疾病用医薬品・医療機器の指定制度・助成金や専門的な指導・助言体制の充実・強化を行う』とされたことを踏まえ、上記2法人の統合後の法人において、その充実・強化を図る」とされたところであり、確実にその充実・強化を図る必要がある。 					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし					

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	組織形態の見直し	組織体制の整備	支部・事業所等の見直し	その他
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	国立健康・栄養研究所と統合する（平成27年4月1日予定）。	<ul style="list-style-type: none"> ①国立健康・栄養研究所との統合に当たり、総務部門、企画・立案部門を合理化しつつ、両研究所を総合的に運営する本部機能を確立する。 ②研究者が自ら行う創薬技術研究と創薬技術支援を一体的に行うことができる体制を整備する。 		
上記措置を講ずる理由	平成26年5月に成立した「独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律」により、国立健康・栄養研究所と統合することとされている。	<ul style="list-style-type: none"> ①業務運営の効率化を図りつつも、組織のガバナンスや研究の企画・立案機能の強化を図る。 ②自ら行う創薬技術研究と創薬技術支援を一体的に行うことにより、それぞれの行程で獲得した知見を他方に活かすなどの相乗効果を発揮し、それぞれの機能の充実・強化を図る。 		

IV. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備	電子化の推進	その他	
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	国立健康・栄養研究所との統合に当たり、総務部門、企画・立案部門を合理化しつつ、両研究所を総合的に運営する本部機能を確保する。	テレビ会議やメール会議等を更に活用するとともに、IT環境を整備する。		
上記措置を講ずる理由	業務運営の効率化を図りつつも、組織のガバナンスや研究の企画・立案機能の強化を図る。	国立健康・栄養研究所との統合に当たり、同研究所の研究機能は東京都に残るため、本部（大阪府）との十分な意思疎通・情報共有を図るとともに、組織ガバナンスを強化する必要がある。		

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し	保有資産の見直し	自己収入の増大	官民競争入札等の導入
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)		<p>薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場については平成 23 年度をもって廃止した。</p> <p>土地建物等を不要財産として現物で国庫納付するため関係機関と協議を進めている。</p>	<p>競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取組を積極的に行う。</p>	
上記措置を講ずる理由		<p>研究資源の集約により、研究の効率化を図ることができるためである。</p> <p>また、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針においても、和歌山圃場を不要財産として国庫納付することとしている。</p>	<p>措置を講ずることで、重点的分野に研究費を振り分けることができ、研究の促進に資するためである。</p>	

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省
見直し項目	その他			
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)				
上記措置を講ずる理由				

VI 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 26 年8月現在)

厚生労働省所管			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
2	医薬基盤研究所 (21)	● 調査研究の重点化等	② 研究分野を①次世代ワクチンの研究開発、②医薬品等の毒性等評価系構築に向けた基盤的研究、③難病治療等に関する基盤的研究の3分野に重点化した。今後も引き続き研究の重点化、効率性向上、他の機関との連携の在り方について検討することとしている。
		● 実用化研究支援事業の見直し	② 平成23年度に廃止した。ただし、委託金交付先からの納付金回収が終了するまで経過業務は継続することとしており、平成26年度においては、繰越欠損金の解消目標年度を平成40年度末と定め、実行計画として、適正な評価体制の構築、既採択案件の適切なフォローを行うこととした。平成25年度中に、承認取得が1件されたこと、また、承認申請が1件されたことから、今後、継続的な売上納付が期待される。引き続き、繰越欠損金の解消に向けて努めてまいりたい。
		● 承継業務の適正な処理	② 平成26年度においては、解消目標を事業終了予定の平成35年度末までの最大限の減少と定め、実行計画として、適正な評価体制の構築、適切なフォローを行うこととした。平成23年度にiPS細胞作成キットが上市され、出資先にローヤリティが得られている。引き続き、繰越欠損金の解消に向けて努めてまいりたい。
		● 培養細胞の提供業務の見直し	① ヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施していたバンク事業については、平成25年度から本法人単独で細胞分譲を行っ

				ている。
		● 支所の廃止	①	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山圃場については平成 23 年度をもって廃止した。

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		年金積立金管理運用独立行政法人			府省名	厚生労働省	
沿革		【昭和 36 年 11 月 25 日】 年金福祉事業団 設立 【平成 13 年 4 月 1 日】 年金資金運用基金 設立 【平成 18 年 4 月 1 日】 年金積立金管理運用独立行政法人 設立					
中期目標期間		第 1 期：平成 18 年 4 月～平成 22 年 3 月 第 2 期：平成 22 年 4 月～平成 27 年 3 月					
役員数及び職員数 (平成26年1月1日現在) <small>※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。</small>		役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		4 人 (2 人)	3 人 (1 人)	1 人 (1 人)	72 人		3 人
年 度		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	—	—	—	—	—	—
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
	うち運営費交付金	—	—	—	—	—	—
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
	うち政府出資金	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位:百万円)		31,368,477	17,572,572	21,306,283	29,514,216	33,524,576	—
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移		698,874	3,143,382	13,712,581	21,794,805		
(単位:百万円)	発生要因	○ 当法人は、年金積立金管理運用独立行政法人法第 3 条の規定により、厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益(利益剰余金)を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としている。 ○ 年金特別会計の資金繰りに余裕がある場合には、仮に収益を年金特別会計に国庫納付したとしても、当年度の剰余金として再度当法人に寄託されることとなり、運用上非効率となる。そのため、年金積立金管理運用独立行政法人法第 25 条第 4 項の規定により、年金特別会計の資金繰りなどを考慮して、利益のうち一定額については国庫納付額から控除するとされており、国庫納付に充てなかった部分については引き続き市場で運用している。					
	見直し内容	○ 当法人が行う年金積立金の管理運用は長期的な観点から安全かつ効率的に行うものとされており、引き続き、法令に則り、受託者責任を果たすことができるよう行うこととしている。					

運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	—	—	—	—		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	328,154	△2,584,329	△11,198,258	△10,193,833	(見込み) △4,153,619	(見込み) —
コスト削減の見込み額	—					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項) (平成 25 年度実績)	<p>○ 一般管理費については、中期目標期間の最終年度において、平成 21 年度と比較して 15%を節減した予算(退職手当、事務所移転経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。)に基づく施策の実施に必要な経費を除く。)を作成することとし、平成 25 年度予算額については平成 21 年度予算額と比較して 12.0%の節減率としたところであり、執行に当たっては、一般競争入札や公募による企画競争を基本にしつつ、随意契約にあっては価格交渉を強力に行い、また、消耗品費等の節約並びに国家公務員に準じた給与減額支給措置等を実施し、経費節減に努めた。</p> <p>○ 業務経費については、中期目標期間の最終年度において、平成 21 年度と比較して 5%を節減した予算(システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。)を作成することとし、平成 25 年度予算額については平成 21 年度予算額と比較して 4.0%の節減率としたところであり、執行に当たっては、業務計画の見直し等による節減を行うとともに、調達に当たっては一般競争入札や公募による企画競争を基本にしつつ、随意契約にあっては価格交渉を強力に行うほか、国家公務員に準じた給与減額支給措置等を実施し、経費節減に努めた。</p>					
中期目標の達成状況 (国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項)(平成 25 年度実績)	—					
中期目標の達成状況 (財務内容の改善に関する事項) (平成 25 年度実績)	—					

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人		府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	年金積立金の管理及び運用					
事務及び事業の概要 (主務省の政策体系における当該事務及び事業の位置付けを図式化した資料を添付)	厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を年金特別会計に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の安定に資することを目的とした法人。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度(要求)
	支出予算額	17,572,572	21,306,283	29,514,216	33,524,576	－
	国からの財政支出額	－	－	－	－	－
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、26年度は4月1日現在)	常勤	71人	71人	72人	71人	－
	非常勤	0人	1人	3人	4人	－
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本ポートフォリオの見直し及び機動的な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、基本ポートフォリオは、平成26年財政検証を踏まえその見直しを実施するとともに、必要に応じて、中期目標期間中であっても機動的に行う。 ・ 従来からGPIFで実施しているリスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、リスク管理体制の一層の高度化を図る。 ・ 被用者年金一元化法の施行に伴い、モデルポートフォリオを参酌し、基本ポートフォリオを定めることとする。 ○ 専門性を活かした運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用対象の多様化等については、被保険者の利益に資することを前提に、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえ、年金資金運用の観点から継続的に検討を行う。 ・ 受け入れを表明した日本版スチュワードシップ・コードを踏まえた対応を通じて、被保険者のために中長期的な投資リターンの拡大を図り、年金制度の運営の安定に貢献する。 ○ 調査・分析等の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済環境や市場を的確に把握したポートフォリオ管理を実施するため、経済情勢等の調査・分析等の調査能力を向上させる。併せて、国内外の最先端の運用手法等に関する情報収集能力を向上させる。 					

<p>上記措置を講ずる理由</p>	<p>年金積立金管理運用独立行政法人は、厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的としており、次期中期目標期間においても、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、必要な取り組みを行う必要がある。具体的な取り組み内容としては、「年金財政における経済前提と積立金運用の在り方に関する専門委員会」における検討結果の報告（平成26年3月12日）、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、所要の対応が求められていることから、上記に示した措置を行うこととしている。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>—</p>

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案整理表

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人		府省名	厚生労働省
見直し項目	組織体制の整備	支部・事業所等の見直し	専門人材の確保等による職員体制の強化	
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	運用委員会の機能強化等、ガバナンス体制の強化のため所要の見直しを行う。	主たる事務所の所在地を引き続き東京都とし、具体的な事務所については、高度で専門的な人材の確保等を踏まえて検討する。	職員数や給与水準の弾力化を行うため報酬体系の見直し等所要の対応を行い、高度で専門的な人材を確保するなど職員体制の強化を図る。	
上記措置を講ずる理由	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）や、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、ガバナンス体制の強化が求められていることから、必要な組織体制の整備を行う必要がある。	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）や、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、今後、高度なリスク管理が可能となる専門的な人材の採用等を行っていくこととしているが、現在の事務所では手狭な状況にあること等から移転を検討するもの。	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）や、「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において法人の体制強化が求められていることから必要な見直しを行う。	

IV. 運営の効率化に係る当初案整理表

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人		府省名	厚生労働省
見直し項目	業務運営体制の整備			
運営の効率化に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>高度で専門的な人材確保ができるよう、職員数や給与水準の弾力化等を図るとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、運用高度化のための基盤整備及び強化を図る。</p>			
上記措置を講ずる理由	<p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）や、「年金財政における経済前提と積立金運用の在り方に関する専門委員会」における検討結果の報告（平成 26 年 3 月 12 日）「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえ、高度で専門的な人材の確保並びにシステムの機能拡充及び、それに伴う維持管理等、必要な体制の整備を行う必要がある。</p>			

V. 財務内容の改善に係る当初案整理表

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	府省名	厚生労働省
見直し項目	随意契約の見直し		
財務内容の改善に係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>① 契約監視委員会等における競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施する。</p> <p>② 企画競争で調達している案件について、総合評価方式による一般競争入札に移行が可能か検討する。</p> <p>③ 一者応札・一者応募の改善策として、公告期間の確保、仕様書の明瞭化、入札参加資格の緩和、その他参加者への配慮等を実施する。</p>		
上記措置を講ずる理由	<p>一般競争入札等への移行を促進し、契約に係る透明性、公平性の確保を図る必要がある。</p>		

VI 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 26 年8月現在)

厚生労働省所管			
整理番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置) (注2)
3	年金積立金管理運用 (21)	● 運用受託機関の選定	<p>運用受託機関構成の見直し状況は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国債券パッシブ・外国株式パッシブ運用については、平成21年度に公募を実施し、平成22年度より運用を開始した。 ○ 国内債券アクティブ・パッシブ運用については、平成23年度に公募を実施し、平成24年度より運用を開始した。 ○ 国内株式アクティブ・パッシブ運用については、平成25年度に公募を実施し、平成25年度より運用を開始した。 <p>また、運用受託機関に対する委託手数料の節減については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前中期計画期間最終年度の平成21年度の管理運用委託手数料258億円に対し、平成22年度から平成25年度までの4年間における年度平均の管理運用委託手数料額は約238億円と年間約20億円の節減となっている。これは、資産の増加を要因として約10億円の増加要因があったものの、運用受託機関構成見直しを主たる要因とする見直し効果が約30億円あったことによるものである。
		● 調査研究の推進	<p>年金積立金の管理・運用の高度化を進めるため、大学等の研究機関と基礎的な研究を共同で実施することとした。平成23、24年度の2年間で長期運用を前提とした公的年金の運用の枠組みやマーケットインパクトに関する5つのテーマについて</p>

			<p>共同研究を行い、研究結果については、基本ポートフォリオの策定や資金の配分・回収の際に活用している。うち4つについては、平成25年度以降も継続している。</p> <p>また当面の具体的な課題に対しては、外部調査機関を活用して委託調査研究を行った。平成24年度のオルタナティブ投資のスキームの調査や平成25年度の非時価総額加重インデックスの研究については、インフラ投資や国内株式のマネジャーストラクチャーの構築において実際の運用に活用することができた。</p>
		● 運用委員会の議事録の公表	① 運用委員会の審議の透明性を図るため、市場への影響を配慮しつつ、一定期間(7年)を経た後に議事録を公表することを平成22年6月に決定した。
		● 組織面の見直し	① 年金積立金の管理・運用を効率的・効果的に行うため、平成22年7月20日に、年金特別会計へのキャッシュ・アウト対応等の機能強化を目的として企画部に資金業務課を新設するとともに、キャッシュ・アウトに必要となる市場動向分析機能強化を目的として調査室の体制強化(増員)を実施したが、これに合わせて、管理部門から運用部門への人員振り替えを行い、管理部門の人員を削減した。その後も、業務の繁忙等に対応して、機動的に人員配置を見直してきたところであり、平成26年7月1日現在においては、常勤職員76人のうち管理部所属人員は14名となっている。また、平成22年度から25年度の間金融機関や運用機関における実務経験等がある者を12名採用したほか、各種研修を実施し、証券アナリストを始めとした業務に関連する資格取得の推進に努めた。

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。

政策体系(基本目標、施策大目標、施策目標)

基本目標 I

安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策大目標10	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
10-1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
10-2	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
10-3	安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照)
10-4	母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照)
10-5	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)

施策大目標11	健康危機管理を推進すること
11-1	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標1	食品等の安全性を確保すること
1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること
2-1	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標3	麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること
3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること
4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5	生活衛生の向上・推進を図ること
5-1	生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標1	労働条件の確保・改善を図ること
1-1	労働条件の確保・改善を図ること
1-2	最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援を推進すること

施策大目標2	安全・安心な職場づくりを推進すること
2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること
3-1	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること
3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を行うこと

施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること

- 4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
- 4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

施策大目標5 パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)

施策大目標6 安定した労使関係等の形成を促進すること

- 6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

施策大目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること

- 7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

施策大目標8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

- 8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

- 1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること

施策大目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

- 2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

施策大目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

- 3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

施策大目標4 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと

- 4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

施策大目標5 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

- 5-1 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

- 1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

- 2-1 若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
- 2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする

施策大目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

基本目標VI

男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること

1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること

施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること

2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

施策大目標3 子ども及び子育て家庭を支援すること

3-1 子ども及び子育て家庭を支援すること

施策大目標4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること

施策大目標5 母子保健衛生対策の充実を図ること

5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策大目標6 ひとり親家庭の自立を図ること

6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること

基本目標VII

ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策大目標3 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

3-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

施策大目標4 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

4-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

4-2 戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

4-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

4-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

基本目標Ⅶ

障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
1-1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
1-2	障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標Ⅷ

高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
1-1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること
1-2	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること
1-3	企業年金等の健全な育成を図ること
1-4	企業年金等の適正な運営を図ること

施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)
施策大目標3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

基本目標Ⅸ

国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
1-1	国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること
1-2	二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること
施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること(再掲)
2-1	感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)
2-2	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)
2-3	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照)
2-4	外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標ⅩⅠ

国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策大目標1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
1-1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
施策大目標2	研究を支援する体制を整備すること
2-1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること

施策大目標3**厚生労働分野の研究開発を推進すること(※再掲)**

- 3-1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標5-1を参照)
- 3-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標5-2を参照)
- 3-3 新医薬品・医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標8-1を参照)
- 3-4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標10-2を参照)
- 3-5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ 施策目標1-1を参照)

※再掲:基本目標Ⅰ 施策中目標3-1~5は、研究開発のうち主なものを列举したものである。

基本目標Ⅱ**国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること****施策大目標1****電子行政推進に関する基本方針を推進すること**

- 1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
- 1-2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること

施策大目標2**医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)**

- 2-1 医療情報化インフラの普及ための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標3-1を参照)
- 2-2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標Ⅰ 施策目標9-1を参照)

施策大目標3**その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)**

- 3-1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅲ 施策目標4-1を参照)
- 3-2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅳ 施策目標1-1を参照)
- 3-3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標Ⅵ 施策目標1-1を参照)

基本目標Ⅲ**国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること****施策大目標1****情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること**

- 1-1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと
- 1-2 コスト意識・ムダ削減を徹底するための取組を進めること

施策大目標2**職員の育成と職場環境の改善を図ること**

- 2-1 次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとらわれない適材適所の人事を推進すること
- 2-2 省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること
- 2-3 職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること
- 2-4 政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること

政策体系(基本目標、施策大目標、施策目標)

基本目標 I

安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標1	地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
1-1	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
施策大目標2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
施策大目標3	利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること
3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること
3-2	医療安全確保対策の推進を図ること
施策大目標4	国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること
4-1	政策医療を向上・均てん化させること
施策大目標5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
5-2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
5-3	適正な移植医療を推進すること
5-4	原子爆弾被爆者等を援護すること
施策大目標6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること
6-1	有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
6-2	医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること
6-3	医薬品の適正使用を推進すること
施策大目標7	安全な血液製剤を安定的に供給すること
7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
施策大目標8	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
8-1	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
施策大目標9	全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
9-2	生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること

施策大目標10

妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

- 10-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること
- 10-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
- 10-3 安全・安心な職場づくりを推進すること(基本目標Ⅲ施策目標2-1を参照)
- 10-4 母子保健衛生対策の充実を図ること(基本目標Ⅵ施策目標5-1を参照)
- 10-5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること(基本目標Ⅸ施策目標3-1を参照)

施策大目標11

健康危機管理を推進すること

- 11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

基本目標Ⅱ**安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること****施策大目標1**

食品等の安全性を確保すること

- 1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

施策大目標2

安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

- 2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策大目標3

麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること

- 3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

施策大目標4

国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

- 4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

施策大目標5

生活衛生の向上・推進を図ること

- 5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

基本目標Ⅲ**ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること****施策大目標1**

労働条件の確保・改善を図ること

- 1-1 労働条件の確保・改善を図ること
- 1-2 最低賃金引上げにより影響を受ける中小企業への支援を推進すること

施策大目標2

安全・安心な職場づくりを推進すること

- 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策大目標3

労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

- 3-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること
- 3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

施策大目標4	勤労者生活の充実を図ること
4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
4-2	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
施策大目標5	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること(基本目標Ⅵ施策目標1-1を参照)
施策大目標6	安定した労使関係等の形成を促進すること
6-1	労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること
施策大目標7	個別労働紛争の解決の促進を図ること
7-1	個別労働紛争の解決の促進を図ること
施策大目標8	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること
8-1	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1	労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
1-1	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
施策大目標2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
2-1	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること
施策大目標3	労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること
3-1	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること
施策大目標4	失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障等を行うこと
4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること
施策大目標5	求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること
5-1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること

基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策大目標1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
1-1	多様な職業能力開発の機会を確保すること
施策大目標2	働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること
2-1	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること
2-2	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること

施策大目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

基本目標VI

男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること

1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること

施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること

2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

施策大目標3 子ども及び子育て家庭を支援すること

3-1 子ども及び子育て家庭を支援すること

施策大目標4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること

施策大目標5 母子保健衛生対策の充実を図ること

5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

施策大目標6 ひとり親家庭の自立を図ること

6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること

基本目標VII

ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策大目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策大目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策大目標3 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

3-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

施策大目標4 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

4-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

4-2 戦没者遺骨収集帰還事業等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

4-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

4-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

基本目標Ⅷ

障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策大目標1	必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
1-1	障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
1-2	障害者の雇用を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標Ⅸ

高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
--------	------------------------------

- 1-1 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること
- 1-2 公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図ること
- 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること
- 1-4 企業年金等の適正な運営を図ること

施策大目標2	高齢者の雇用就業を促進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)
--------	----------------------------------

施策大目標3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
--------	---

- 3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
- 3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

基本目標Ⅹ

国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策大目標1	国際社会への参画・貢献を行うこと
--------	------------------

- 1-1 国際機関の活動への参画・協力や海外広報を通じて、国際社会に貢献すること
- 1-2 二国間等の国際協力を推進し、連携を強化すること

施策大目標2	国際化に対応した施策を推進すること(再掲)
--------	-----------------------

- 2-1 感染症の発生・まん延の防止等を図ること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)
- 2-2 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)
- 2-3 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築すること(基本目標Ⅸ施策目標1-1を参照)
- 2-4 外国人労働者対策を推進すること(基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照)

基本目標ⅩⅠ

国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策大目標1	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること
--------	----------------------------

- 1-1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること

施策大目標2	研究を支援する体制を整備すること
--------	------------------

- 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること

施策大目標3

厚生労働分野の研究開発を推進すること(※再掲)

- 3-1 感染症の発生・まん延の防止を図るための研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標5-1を参照)
- 3-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標5-2を参照)
- 3-3 新医薬品・医療機器等の研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標8-1を参照)
- 3-4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること(基本目標Ⅰ施策目標10-2を参照)
- 3-5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること(基本目標Ⅱ施策目標1-1を参照)

※再掲:基本目標ⅠⅠ施策中目標3-1~5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

基本目標ⅡⅡ**国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること****施策大目標1**

電子行政推進に関する基本方針を推進すること

- 1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること
- 1-2 社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること

施策大目標2

医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること(再掲)

- 2-1 医療情報化インフラの普及ための取組みを推進すること(基本目標ⅠⅠ施策目標3-1を参照)
- 2-2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること(基本目標ⅠⅠ施策目標9-1を参照)

施策大目標3

その他の政策分野における情報化を推進すること(再掲)

- 3-1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標ⅢⅢ施策目標4-1を参照)
- 3-2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること(基本目標ⅣⅣ施策目標1-1を参照)
- 3-3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること(基本目標ⅥⅥ施策目標1-1を参照)

基本目標ⅡⅢ**国民に信頼されるとともに、職員一人一人がやりがいをもって働くことができる体制を確立すること****施策大目標1**

情報発信、情報公開と効率的・効果的な業務運営を図ること

- 1-1 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かすこと
- 1-2 コスト意識・ムダ削減を徹底するための取組を進めること

施策大目標2

職員の育成と職場環境の改善を図ること

- 2-1 次代の厚生労働行政を担う人物像に照らした適切な人事評価と前例にとられない適材適所の人事を推進すること
- 2-2 省に不足する能力の向上を図り、意欲と能力を兼ね備えた職員の育成を進めること
- 2-3 職員一人一人がやりがいをもって業務を行うことができるよう、職場環境の改善等を進めること
- 2-4 政策の企画・立案に時間を割くことができるような体制を確立するため、業務改善・効率化の取組を進めること